

## 認定キュービクルの増設・減設又は改造の扱いについて

認定キュービクルについて、増設・減設又は改造を行っても認定品のままの扱いでよいかとのお問合せが増えております。

増設・減設又は改造を行った場合、基本的に弊会の認定からは外れることとなります。

なお、既設キュービクルへの太陽電池発電設備の接続も改造に該当します。

認定キュービクルは弊会で認定した非常電源専用受電設備であるため、増設・減設又は改造をするときは当該キュービクルの製造業者と事前協議してください。

また、所轄消防署とも事前協議を行い、改造内容や届け出等の指示を受けてください。

お問合せによくある改造内容についての弊会の考えを下記のとおり示します。

製造業者さま、工事業者さまにおいては、下記をもとに、所轄消防署さまと協議を行っていただければと思います。

所轄消防署さまにおいては、下記をもとにご判断いただきたく思います。

弊会には、改造等を認めるかどうかの最終判断を下す権限がないことをご理解ください。

(認定継続判断の一例)

- ・変圧器の入れ替え

同容量の入れ替え、又は認定銘板に記載されている容量の範囲（認定を受けた容量区分）内での入れ替えで、JIS規格等に適合した変圧器であれば問題ない。ただし、サイズが大きくなる場合は周囲及び上部の保有距離が確保できるものとする。

- ・変圧器以外の機器の入れ替え

収納されている機器と同じ定格値のもので、JIS規格等に適合した機器であれば問題ない。

ご不明な点については、上記の内容を踏まえ、当該キュービクルの製造業者にお問合せください。

複数の機器が一体になっているものや、デジタル型の機器は JIS 規格等を満たしていない可能性があるため、留意が必要です。